

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：32621

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17034

研究課題名(和文) 日本民法における血縁関係の位置づけ

研究課題名(英文) Positioning of blood relations in Japanese civil law

研究代表者

羽生 香織 (HABU, Kaori)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：30547279

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「日本民法における血縁関係の位置づけ」を題目として、民法(親子関係法)が血縁とどのような関係性を構築すべきであることを明らかにすることを目的としている。親子関係の定立に関する問題は、自明のようでとても難しい問題である。科学の進歩は、親子関係における血縁の存在または不存在を顕在化させた。本研究は、嫡出推定制度を軸として、血縁に対する民法の伝統的対応と新たな対応との調整を考察するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本および諸外国における親子の変容を考察しながら、民法(親子関係法)が血縁といかなる関係性を構築するかについて明らかにすることを主眼としている。

本研究の結論として、嫡出推定制度の存在意義は、古今東西、一貫して、子の身分の安定にある。本研究の目的は嫡出推定制度の現代的意義を検討することにあつたが、現代においてもなお、婚姻中の妻が産んだ子の父を夫と推定する仕組みは、親子関係を決定する諸要素(血縁、意思、社会実態など)を包含しつつ、法的親子関係の基本的原理として存在する。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study, which is "Positioning of blood relations in Japanese civil law", is to clarify what relationship civil law (parent-child relations law) should have with blood relations. The problem of establishing parent-child relationships is self-evident and very difficult. Advances in science have revealed the presence or absence of kinship in parent-child relationships. This study examines the coordination between the traditional and new measures of civil law for blood relations, centered on the legitimacy estimation system.

研究分野：社会科学

キーワード：嫡出推定制度 親子関係 血縁 生物学的事実 社会的事実

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1)問題意識

実親子関係の成立をめぐる問題は自明のようでとても難しい問題である。この問題の根幹には民法(親子関係法)が血縁といかなる関係性を構築するかという普遍的なテーマが存在する。

本研究が対象とする嫡出推定制度(民法772条以下)は、婚姻夫婦間に生まれた子について、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定する制度であり、父子関係の成立において重要な役割を担う。ただし、嫡出推定制度は父子関係の成立における血縁の有無について沈黙している。そのため、判例は、「(嫡出)推定されない嫡出子」や「(嫡出)推定の及ばない子」という新たな概念を認めた。その結果、嫡出推定制度は空洞化してしまったとの指摘もある。

嫡出推定制度は、次の2つの事象が示す血縁指向により揺らぎ始めた。一つは、科学の進歩である。親子鑑定により、親子関係の存否に関する争いでは、ほぼ100%の精度で血縁の有無を解明することが可能となった。さらに、生殖補助医療により、実施段階で卵子・精子・受精卵が親に由来するか否かは明らかである。一つは、社会問題となっている離婚後300日問題(無戸籍者問題)である。嫡出推定制度が障壁となった当事者たちの「血縁が存在するところに法的親子関係を直接的に認めてほしい」という強い思いが国会や行政を動かした。無戸籍児の救済に向けた一連の経緯の中で、嫡出推定制度は時代錯誤の制度であると非難された。現代において嫡出推定制度に課せられた課題は、血縁の存否の事実を実親子関係の成立においていかに評価するのかがである。

(2)本研究課題を取り巻く現状

実親子関係の成立における血縁の評価の問題は、実親子観をめぐる二元的対立に始まり、一方で、一般的抽象的な法規範たる法定の制度としてのあり方の問題、他方で、個別的具体的な事例における適合性の問題という対象的な対抗関係を含有している。議論が錯綜する状況下で、令和元年7月から、法制審議会民法(親子法制)部会において、嫡出推定制度を見直す議論が開始された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、嫡出推定制度を題材として、実親子関係の成立における伝統と現代の新たな要請との調和、そして将来へ向けた方向性の提示することにある。

家族法改正に向けた機運が高まり、改革の現実的必要性が認識されるようになった。しかし、家族・親子の現状に鑑みた本質的な改正には至っていない。嫡出推定制度に関しても、その適用範囲において大きな問題を抱えており、時代遅れとも揶揄されている。嫡出推定制度が捉えた伝統的な親子関係を分析し、時代や社会の変化の中で現れた新たな親子関係を視野に入れた議論を展開することを目指す。

そのために、本研究では、日本民法における血縁との葛藤を整理し、検証する。そして、伝統的な親子関係と新たな親子関係を軸に、血縁との調和をいかに図るかについて考察する。

3. 研究の方法

本研究は、日本および諸外国における親子の変容を考察しながら、民法(親子関係法)が血縁といかなる関係性を構築するかについて明らかにすることを主眼としている。

具体的な研究方法として、まず、民法制定から現在まで、わが国で展開された理論を検証する。民法自身が沈黙している実親子関係法の成立における血縁の有無について、判例はいかなる解釈を採用したのか、さらに、学説はどのように理解したのかを検証する。判例・学説における実親子関係への理解を前提として、嫡出推定制度の元来の機能との齟齬や誤認識が生じていないかを検証する。

次に、民法制定時に参照されたフランス民法およびフランス民法制定後から今日に至るまでのフランス民法の状況を検証する。さらに、日本民法と同様、制定時にフランス民法の直接的または間接的影響を受けた諸外国の立法との比較研究を行うことで、各国の社会の動きに民法(親子関係法)がどのように取り組んだのかを検証する。その上で、日本民法に現れた特徴的な視点や解釈を分析し、日本民法における血縁関係の位置づけを検証する。

最後に、本研究により、多角的な観点から日本民法は血縁にいかに向き合うのかを解明することで、嫡出推定制度の現代的意義を明らかにするだけでなく、将来にわたる民法(実親子関係法)の在り方を提示することができる。これにより、具体的な親子の問題の法的解決のための道筋を、法実務および市民に提示することを研究成果として示したい。

4. 研究成果

(1)嫡出推定制度の現代的意義

本研究は嫡出推定制度の現代的意義を検討することにあるが、嫡出推定制度の存在意義は、古今東西、一貫して、子の身分の安定にあると結論付けることができる。

嫡出推定制度は、婚姻中の妻が産んだ子の父を夫と推定する仕組みである。婚姻に基づいて父子関係を決めるという仕組みは、ローマ法の時代から存在する制度であり、現在の各国の立法においても規定されている。さらに、婚姻に基づく父子関係の推定と併せて、推定排除の場合(婚姻中の妻が産んだ子の父を夫と推定しない場合)および推定排除の方法についても規定されて

いる。つまり、民法は、父性推定と推定排除を併存させることで、法律上の親子関係について、多くの場合には血縁と一致するが、一致しない場合もあることを前提としている。

まず、婚姻に基づく父子関係の推定に関して、子の親である蓋然性と説かれる場合もあるが、第一義的には、子に親を与える制度であると理解する(子の親である蓋然性を否定する意味ではない)。子の身分の安定のためには、子の出生と同時に、子の養育責任を負う者たる法律上の親を確保することが必要である。親子関係の原理を血縁や意思、社会実態などと結び付けて考察する前段階として、或いはこれらの諸要素と切り離れた上で、婚姻と父子関係の推定を結び付けたものといえる。そして、婚姻に基づく父子関係が血縁と一致しない場合に、親子関係成立の諸要素として血縁や意思、社会実態などを考慮する。

なお、この点について、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子と嫡出の推定に関する最決平成 25 年 12 月 10 日民集 67 卷 9 号 1847 頁における、寺田逸郎裁判官の補足意見は、現行法の理解として、婚姻は夫婦間に生まれた子をその嫡出子とする仕組みと強く結び付いていると指摘した上で、婚姻における嫡出推定制度は重要な地位を占めるとする。

次に、推定排除に関して、血縁そのものを否定することは困難である。しかし、血縁により父子関係を覆すことが認められる場合を制限することは可能である。諸外国の立法において、制限の範囲や方法は様々であるが、制限が課されているという点は一致している。このことが示す意味は、子の身分の安定させることにある。

したがって、嫡出推定制度は、嫡出否認と併せて、婚姻中の妻が産んだ子の父を夫と推定し、その父子関係が覆される場合を制限することにより、早期に父を確保し、子の身分を安定化させる要請に応える意義を有する。

(2)法制審議会民法(親子法制)部会における嫡出推定制度の見直しの方向性

法制審議会民法(親子法制)部会は、嫡出推定制度が、社会問題となっている離婚後 300 日問題(無戸籍者問題)を生じさせる一因となっていることを踏まえ、当該問題を将来にわたって解消するために、民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しが必要であるとしている。

そこで、見直しの具体的な方向性として、民法 772 条に関して、嫡出推定が及ぶ期間や例外的な推定排除の見直しを挙げている。つまり、「婚姻の成立の日から 200 日」以内に生まれた子(推定されない嫡出子)や、「婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子」(推定の及ばない子など)の取扱いを検討するとしている。さらに、嫡出推定制度と一体である嫡出否認制度に関して、嫡出否認(民法 774 条以下)に関して、否認権者の拡大や否認権の行使期間の緩和を検討するとしている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 1
2. 論文標題 死後懐胎子	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説	6. 最初と最後の頁 94-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 羽生香織	4. 巻 154
2. 論文標題 離婚した父母のうち子の親権者と定められた父が法律上監護権を有しない母に対し親権に基づく妨害排除請求として子の引渡しを求めることが権利の濫用に当たるとされた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 140 - 154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 羽生香織	4. 巻 58
2. 論文標題 遺言により被相続人の相続人が遺言執行者に指定された場合、同一人に帰属した相続人としての地位と遺言執行者としての地位との関係について問題となった事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 70 - 73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 羽生香織	4. 巻 751
2. 論文標題 「家族法判例総評 2016年 [第3期] 」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 35-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 755
2. 論文標題 「親族法コンメンタル(15)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 37-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 756
2. 論文標題 「親族法コンメンタル(16)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 66-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 757
2. 論文標題 「親族法コンメンタル(17)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 16-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 758
2. 論文標題 「親族法コンメンタル(19)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 43-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 759
2. 論文標題 「親族法コンメンタール(20)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 59-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 羽生香織	4. 巻 744
2. 論文標題 「18歳選挙権の法的インパクト 民法からの検討 18歳選挙権と民法の成人年齢引下げの議論」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 15-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 羽生香織
2. 発表標題 未成年養子
3. 学会等名 日本家族<社会と法>学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 羽生香織
2. 発表標題 2018年日本民法（相続法）改正の必要と今後の課題
3. 学会等名 2018日韓定期国際学術大会『日韓民法と労働法の最近の改正動向』（西江大学、韓国）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 羽生香織
2. 発表標題 「民法上の未成年年齢及び親権の意義」
3. 学会等名 犯罪社会学会第44回大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 羽生香織（共著：本山敦、青竹美佳、水野貴浩）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 244
3. 書名 NBS家族法 [第2版]	

1. 著者名 羽生香織（共著：本山敦、梅澤彩、遠藤隆幸、大島梨沙、佐々木健、松久和彦、宮本誠子）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 462
3. 書名 逐条ガイド親族法	

1. 著者名 山口直也、倉田玲、永水裕子、河合正雄、田巻帝子、高橋有紀、植松健一、鈴木博人、岡田行雄、中島宏、羽生香織、高内寿夫、梁邵英、金亮完、全炳昊	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 388
3. 書名 『子どもの法定年齢の比較法研究』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----